④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

2　平成29／30年の備蓄運営

平成29年産米の備蓄米としての買入契約数量は20万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、12～20万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成29／30年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成29／30年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成29年６月末備蓄量	A	91
平成29年産米買入契約数量	B	20
平成29／30年非主食用販売量	C	12～20
平成30年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1　平成28会計年度の輸入状況

平成28会計年度においては、平成28年３月の基本指針に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（ＳＢＳはうち７万トン）を買い付けました。

2　平成29会計年度の輸入方針

平成29会計年度の輸入予定数量については、平成29年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３５１号

静岡県沼津市下香貫島郷2964番地の６
債務者　有限会社磯鉄筋
代表者取締役　磯　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細沼早希子
4　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午後１時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６９６１号

東京都港区虎ノ門２丁目３番22号
債務者　株式会社アセットレボリューション
代表者代表取締役　高橋　一男
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　岳
4　破産債権の届出期間　平成29年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３１５号

神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町10番１―312号
債務者　株式会社ブーズダイニング
代表者代表取締役　韓　　富勇
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和典
4　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４１号

東京都江戸川区東葛西２丁目26番14号
債務者　Ｊ．Ｃ．Ｅ．株式会社
代表者代表取締役　ウォーカー・エドワード
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸沢　晃広
4　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６８号

東京都世田谷区等々力３丁目20番11号　プティ・ピスィーヌ204
債務者　有限会社ピーコーポレーション
代表者代表取締役　篠原　茂樹
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井垣　　弘
4　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４７０号

千葉県香取郡多古町南中359番地１
債務者　株式会社ガーリシャスジャパン
代表者代表取締役　黒澤　清香（商業登記簿上の氏名井戸川清香）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小石川　哲
4　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部